

一時体験入学について

各務原市教育委員会
学校教育課

海外生活をしているお子さんの帰国後の就学を円滑に行うため、現地校の長期休業等で帰国した機会に、一時的に市内の公立小・中学校へ特別に体験入学を許可する制度があります。一時体験入学は、当教育委員会と受入先となる学校との協議の上、受入学校の事情が許す無理のない範囲で当該校長の裁量により、受入の可否や期間を決めていくこととなります。

1 体験入学の対象者について

体験入学の対象者は、住民登録をせずに日本（各務原市）に一時帰国した者のうち、国外の日本人学校又は現地校等に在籍する義務教育年齢の児童・生徒とします。

2 体験入学の手続きについて

- (1) 体験入学を希望する場合は、必ず帰国前に市ホームページにて申請をしていただきます。
- (2) 申請書に基づき、当方から学校へ受入れの可否について体験入学先校長との協議をかけます。その後、可否について、当方より保護者及び親族等の方に連絡をさせていただきます。
- (3) 「受け入れ可能」の回答を体験入学校から得られましたら、帰国後、保護者と本人（一時体験入学者）が学校教育課にて体験入学の手続きをしていただきます。なお、「各務原市小・中学校一時体験入学に関する承諾書」及び、「一時体験入学のための誓約書」、「児童生徒の保健調査」も併せて記入していただきます。
- (4) 体験入学が始まる前に、保護者は本人（一時体験入学者）を連れて、体験入学校を訪問し、打ち合わせを行ってください。

3 受入れ校及び受入れ学年について

体験入学校は市内滞在先の学区とし、年齢相当の学年とします。

4 受入れに係る約束及び注意事項

- (1) 生活・学習の約束について
 - ①個別指導や家庭訪問などの特別な指導を求めないでください。
 - ②学校のきまりや約束を守ってください。
 - ③登下校は保護者の責任で行ってください。
- (2) 体験入学にかかる費用負担について
 - ①学習や給食は実費を支払ってください。
 - ②教科書などの用意は保護者で行ってください。

(3) 健康・安全管理について

学校内、登下校中のような学校管理下であっても事故や怪我が発生した場合は、保護者の責任で対応してください。（個人で任意保険に加入すること。）

5 申請に必要なものについて

- (1) 各務原市小・中学校一時体験入学に関する承諾書
- (2) 一時体験入学のための誓約書
- (3) 児童生徒の保健調査
- (4) 就学するお子さんのパスポート又はその写し
- (5) 各務原市での滞在先が明らかになる書類等（特に定型はありませんが、受け入れ先が滞在することを承諾する書類）
- (6) 健康診断の証明書（AまたはBのどちらかの証明）
 - A：文部科学省認可の在外教育施設（日本人学校）の場合は、各日本人学校で行った健康診断の写し
 - B：文部科学省認可の在外教育施設（日本人学校）以外の場合は、健康診断を実施した病院（医院）の証明書 ※健康診断費用は個人負担となります。
- 健康診断の必須内容
 - ・心臓検診（心電図）
 - ・結核精密検査（レントゲン）
 - ・腎臓、糖尿病検診（尿検査）
- (7) 病気・けが・対人・対物に係る任意保険に加入していることがわかる書類（特に定型はありません）

6 その他

- ・学校保健安全法の出席停止となる感染症にかかっている場合は登校できません。
- ・（4 受入れに係る約束及び注意事項）に従えない場合、一時体験入学は許可できません。また、一時体験入学期間中であっても、許可を取り消すこともあります。

◇問い合わせ

教育委員会学校教育

電話 058-383-1118